

令和2年度 第1回 浜松市発達障害者支援地域協議会

日 時：令和2年8月24日（月）午後7時から午後9時まで
場 所：浜松市役所 北館1階 101・102会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委員の紹介
- 3 こども家庭部長挨拶
- 4 委員長互選
- 5 議事
 - 令和元年度 事業報告
 - (1) 各課の取組状況について
 - (2) 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」実績報告
報告者：浜松市発達相談支援センター「ルピロ」 中野知恵美 氏
 - (3) 協議・質疑
- 6 報告
 - 発達支援広場事業 部会の報告
- 7 閉会

資料1

令和2年度

第1回 浜松市発達障害者支援地域協議会
資料

令和2年8月24日(月)

浜 松 市

令和2年度 第1回 浜松市発達障害者支援地域協議会資料

目 次

1	浜松市発達障害者支援地域協議会委員・事務局名簿	1
2	浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱	3
3	各課の取組状況について	
(1)	早期発見・早期療育	5
(2)	つながりある支援	7
(3)	人材育成	9
(4)	環境整備	11
(5)	就労支援	15
(6)	普及・啓発	16
4	令和元年度 浜松市発達障害者に関する統計及び事業実績報告	
(1)	令和元年度 浜松市発達障害者に関する事業の実績報告	17
(2)	令和元年度 発達相談支援センター「ルピロ」事業実績	19
5	発達障害者のライフステージに応じた支援マップ	20

令和2年度 浜松市発達障害者支援地域協議会 委員名簿

【委員】

任期:令和2年4月1日～令和4年3月31日

	専門分野	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	大場 義貴	聖隷クリストファー大学 社会福祉学部 准教授	
2	医療関係	土屋 賢治	浜松医科大学(精神科)特任教授 子どものこころの発達研究センター	
3	医療関係	平野 浩一	浜松市発達医療総合福祉センター センター長	
4	医療関係	岩城 貴美枝	子どものこころの診療所 副所長	
5	医療関係	藤田 梓	天竜病院 (児童精神科)	
6	障害児施設	松本 知子	浜松市根洗学園 施設長	
7	当事者団体等	小出 隆司	静岡県手をつなぐ育成会 会長	
8	当事者団体等	浅井 陽子	アクティブ 代表	
9	障害者雇用関係	鈴木 厚志	京丸園株式会社 代表取締役(障害者雇用主)	
10	障害者雇用関係	長谷川 日出男	浜松公共職業安定所 主任就職促進指導官	
11	教育機関	岩附 祥子	静岡県立天竜特別支援学校 校長	
12	相談支援機関	内山 敏	発達相談支援センター「ルピロ」 所長	
13	子育て支援団体	大隅 和子	浜松の未来を育てる会 代表	

令和2年度 浜松市発達障害者支援地域協議会 事務局名簿

【事務局】

	所属等	氏名	備考
1	こども家庭部長	鈴木 知子	
2	こども家庭部 次長兼子育て支援課長	鈴木 和彦	
3	同 幼児教育・保育課長	山本 卓司	
4	同 幼児教育・保育課 幼児教育指導担当課長	井川 宜彦	
5	同 次世代育成課長	野田 志保	
6	同 児童相談所長	鈴木 勝	
7	健康福祉部 障害保健福祉課長	久保田 尚宏	
8	同 精神保健福祉センター 所長	二宮 貴至	
9	同 健康増進課長	小山 東男	
10	産業部 産業総務課 雇用・労政担当課長	清野 訓子	
11	学校教育部 教育総務課 学校・地域連携担当課長	齋藤 美苗	
12	同 指導課 教育総合支援担当課長	石川 博則	

浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を支援する本市における施策を円滑に推進するため、発達障害者支援地域協議会（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、専門的知見からの助言等を行うものとする。

- (1) 発達障害者の支援（施策）の推進体制に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた体制の整備に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、発達障害者の支援に関し必要なこと。

(構成)

第3条 会議は、委員は15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 発達障害者及びその家族
- (2) 学識経験者
- (3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関並びにこれに従事する者
- (4) 前各号が掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 会議は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

3 部会は、必要があると認めるときは、関係者（委員以外の者）の出席を求め、その意見又は説明を聞

くことができるものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、浜松市こども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

各課の取組状況等について

< 1 > 早期発見・早期療育

時期	項目	内容（事業概要）	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や「今後の取組」	
乳幼児期	1	1歳6か月児健康診査の充実	発達障害疑いの児を発見し、必要な相談や支援につなげていく。	・発達障害疑い割合 17.9%	・発達障害疑い割合 19.3%	・発達障害疑い割合 17.9%	・健診時、発達支援広場紹介媒体を活用して対象者へ広場を紹介し、スムーズな利用につなげている。 ・保健師の発達障害に関する研修受講を進め、資質向上に努めた。	・発達障害疑いの児のスクリーニング精度を上げるための、1歳6か月児健診票の見直す。 ・保健師の発達障害に関する研修実施。 ・乳児期から1歳6か月児健康診査までの支援を関係部署等と調整し、検討する。
	2	健康増進課 エジンバラ産後うつ病質問票の実施	産後うつ病予防や新生児への虐待予防等を図るために実施する産婦健康診査や産後4か月までに実施する「こんにちは赤ちゃん訪問」にて、エジンバラ産後うつ病質問票を実施し、質問票の得点や聴取内容から、産後早期に養育支援が必要なケースを把握し、継続的支援を開始する。	（こんにちは赤ちゃん訪問） ・実施件数 6,169件 ・継続支援者割合 19.4%	（こんにちは赤ちゃん訪問） ・実施件数 6,088件 ・継続支援者割合 20.3%	（こんにちは赤ちゃん訪問） ・実施件数 5,703件 ・継続支援者割合 19.2%	・質問票や支援フロー図等を使用し、養育支援の必要なケースの早期把握及び継続支援を実施している。	・今後も、エジンバラ産後うつ病質問票を活用し、医療機関と連携を図りながらケースの早期把握及び早期支援に努める。
	3	養育支援訪問員の活用	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、助産師や保育士等の養育支援訪問員がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	・訪問件数(実)52件 ・訪問回数(延)663回	・訪問件数(実)46件 ・訪問回数(延)626回	・訪問件数(実)44件 ・訪問回数(延)502回	・養育支援が必要な家庭に対して、育児指導や家事等の援助により育児の負担の軽減を図り、適切な支援に繋げることができた。	・支援が必要な家庭を早期に把握し、効果的な訪問指導を実施していくために、養育支援訪問員等に対して、子どもの発達や関わり方等に関する研修会を継続的に実施し、資質の向上を図る。
	4	子育て支援課 発達支援広場（たんぽぽ広場）の充実	1歳6か月健康診査等で言葉の遅れや対人関係の障害など発達障害の疑われる幼児とその保護者を対象に、遊びや面接等を通し、幼児にとって適切な働きかけができるよう支援する。	・利用児数(実)390名 (延)7,849名	・利用児数(実)711名 (延)8,951名	・利用児数(実)661名 (延)7,622名	・有識者による部会を開催し、昨年度アンケート調査による課題や事業の方向性について、意見を伺った。 ・チェック表を見直し、支援や見立てについて、再度、スタッフと確認や共有を図った。	・アンケート調査による課題や事業の方向性について、具体的に事業の見直しや改善を図っていく。 ・各会場にベビーベッドを設置し、下のきょうだいがいるために参加できないということがないように配慮する。

< 1 > 早期発見・早期療育

時期	項目	内容（事業概要）	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や 「今後の取組」
乳幼児期	5 子育て支援 ひろばの充実 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦や概ね3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い、子育てに関する支援を受けられる場を提供する。 ・加算事業発達支援Aでは来場した親子が気軽に相談できる体制を整備し、発達支援Bでは発達プログラム等により発達障がいに関する親の悩みや不安に寄り添い、困り感を軽減する支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児数(実)14,998名 (延)113,930名 ・プログラムB利用児数(実)75名 (延)1,672名 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児数(実)14,770名 (延)110,354名 ・プログラムB利用児数(実)98名 (延)1,677名 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児数(実)13,484名 (延)99,348名 ・プログラムB利用児数(実)79名 (延)1,429名 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援広場（たんぼ広場）の見学やルピロによる支援指導を通じ、親子に対し丁寧で適切なかわりができるようスタッフの質の向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要な親子に切れ目のない支援となるように、他機関との連携に努める。 ・発達支援Aの発達障がいに関する専門知識を有する者の配置に関し、見直しを図る。 ・プログラムBの支援内容の見直しを図る。
	6 かかりつけ 医の協力	<p>かかりつけ医が、乳幼児の健康診査や診察時等において、発達障害の早期発見をし、早期支援につながるよう推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数2回 ・参加人数95人 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数2回 ・参加人数88人 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数2回 ・参加人数71人 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の特徴的な表れについて例示を採り入れた動画を用いた早期発見のための研修を実施した。 ・保護者とのかわり方、相談窓口等について情報提供し、医療機関と行政等との連携体制の強化に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児の診療に携わるかかりつけ医や医療従事者等が、診療等に活かせるような研修内容や研修の方向性について見直しを図る。

各課の取組状況等について

< 2 > つながりある支援

時期	項目	内容（事業概要）	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や 「今後の取組」	
乳幼児期	1	はますく ファイルの 活用	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・綴じファイルをリングファイルに変更し、児の成長の記録や支援情報を綴りやすくした。 ・幼稚園・保育園等の支援者に具体的な活用方法を周知し、身近なサポートファイルとなるように努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広場や園など関係機関が児についての情報を綴り、サポートファイルとしての役割が担えるようにする。 ・保護者に対してもそのような使い方の有効性を伝えていく必要がある。 	
	2	発達支援 広場（たんぼぼ 広場）での 活用	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に広場や自宅での児の様子などを記録してもらい、支援者と保護者が情報共有したり、保護者の困り感に寄り添い、児へのかかわり方を共に考えたりできるようにした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援広場での支援情報等を「はますくファイル」に綴り、次の支援機関がより有効的な支援につながるよう、活用方法の提案をし、活用の促進を図る。 	
	3	母子保健 事業での 活用	母子保健事業において、「はますくファイル」への記入や活用を促し、乳幼児期から児の発育発達について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・はますくファイル交付人数（母子健康手帳交付数）6,545人 	<ul style="list-style-type: none"> ・はますくファイル交付人数（母子健康手帳交付数）6,173人 	<ul style="list-style-type: none"> ・はますくファイル交付人数（母子健康手帳交付数）5,870人 	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤ちゃんが泣きやまない」の頁を用いた泣きの理解対処や乳幼児揺さぶられ症候群の説明や「はますくプラン」の綴り等、妊娠期からの情報提供に努めた。 ・こんにちは赤ちゃん訪問、1歳6か月児健診、3歳児健診（集団）、1歳6か月児健診事後教室、心理相談、ことばの相談、発達相談にて活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も母子保健事業での活用を継続する。
	4	子育て 支援課 はますく Q&Aサイ ト	育児に対する疑問や悩み等の質問に対して、専門職（13職種）が一問一答形式でアドバイスをしたり、子育てをより充実させる次のステップとして、浜松市の子育て情報を提供したりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧数（延）13,242件 ・設問数135問 	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧数（延）79,158件 ・設問数186問 	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧数（延）428,042件 ・設問数226問 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発達障害」に関する設問を増やし、発達障害に対する理解を促したり、利用者の悩みや不安を緩和したりできるように努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「はますくQ&Aサイト」に発達障害に関する設問を増やし、正しい知識や情報を伝えることで、不安や疑問を緩和できるようにする。
学 齢 期	5 指 導 課 個別の教育 支援計画・ 指導計画の 活用	特別な支援が必要な児童生徒の共通理解と共通指導	<ul style="list-style-type: none"> ・作成率（通常学級）59% 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成率（通常学級）92% 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成率（通常学級）93% 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事が全小中学校を訪問し、<u>面計画の活用について指導した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携を勧め、アセスメント、支援のための共有できる情報として活用する。 ・各校の発達支援コーディネーターが引継ぎ、集約等のまとめ役となる。 	

< 2 > つながりある支援

時期	項目	内容（事業概要）	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や「今後の取組」	
学齢期	6	就学教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 適切な就学先の検討と判断 保護者、本人の意向の尊重、就学先の合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> 就学教育相談児数（実） 年長 633名 児童 496名 	<ul style="list-style-type: none"> 就学教育相談児数（実） 年長 691名 児童 629名 	<ul style="list-style-type: none"> 就学教育相談児数（実） 年長 757名 児童 709名 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の幼稚園、保育園、児童発達支援事業所の保護者対象のガイダンスとして、南区、東区、西区、北区、浜北区の5か所で行い、合計250名の保護者の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児の就学教育相談を年間通じて効果的に行う仕組みを整備する。 学校と連携して、効果的な相談方法を検討していく必要がある。 就学教育相談ガイダンスの内容の充実を図る。
	7	移行期の連携	<ul style="list-style-type: none"> 幼保小、小中の引継ぎ 移行期の連携のシステムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 「サポートかけはしシート」引継ぎ実績 68校175人 	<ul style="list-style-type: none"> 「サポートかけはしシート」引継ぎ実績 66校199人 	<ul style="list-style-type: none"> 「サポートかけはしシート」引継ぎ実績 66校205人 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援事業所を利用している幼児について、事業所と学校が「サポートかけはしシート」で連携を図った。 「サポートかけはしシート」を利用して、「個別的教育支援計画」を作成する学校が増えてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼保小、小中の連携についての好事例等を学校に紹介していく。 放課後等デイサービスとの連携については、目的や具体例を各校に示し、充実を図る。
	8	小1プロブレム	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援学級が適当と判断され、通常学級に就学した児童の学級での実態調査をする。 調査をもとに小1プロブレムの課題を整理する。また、対策を検討する。 困難事例は指導主事が学校を巡回相談する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談、指導 18回 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談、指導 15回 	<ul style="list-style-type: none"> 入学後、不適応状態になっている1年生について、発達支援グループ指導主事や特別支援学校教員、巡回指導員（作業療法士、言語聴覚士）が巡回相談・指導を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児期の早期就学支援を充実していく。 幼保の園長、コーディネーター研修で就学支援体制、現状と課題等について説明する。 文部科学省作成のスタートカリキュラムの周知と充実を図る。
	9	インクルーシブ教育システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システムの構築のための体制づくり 多様な学びの場の設置、充実 合理的配慮、基礎的環境整備の充実 教職員の専門性向上 	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援学級新設校 10学級（知的3, 自・情4, 難聴2, 肢体不自由1） L D等通級指導教室新設校 1教室 	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援学級新設校 10学級（知的6, 自・情4） L D等通級指導教室新設校 1教室 	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援学級新設校 13学級（知的6, 自・情6, 肢体1） L D等通級指導教室新設校 1教室 	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システム構築、障害者差別解消法の周知を図るため、校長、発達支援教育コーディネーター、発達支援学級担任等対象の研修会で講話をした。 	<ul style="list-style-type: none"> 合意形成が困難な事例は、教育委員会事務局が学校とともに対応する。 研修会で事例報告書を利用し、合理的配慮の提供の在り方について検討する。 発達支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を検討する。
青年・成人期	10	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な年長の施設退所児を適切な支援に結び付けるとともに、必要なケースは継続して支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規入所等ケース（実）2人 継続支援ケース（実）4人 	<ul style="list-style-type: none"> 新規入所等ケース（実）3人 継続支援ケース（実）4人 	<ul style="list-style-type: none"> 新規入所等ケース（実）2人 継続支援ケース（実）4人 	<ul style="list-style-type: none"> 中卒児等に対し、特性に配慮した進路先の調整を図ったり、障害サービスの受給に結び付けた。 自立援助ホームや障害者施設に入所している児童に面接やケースワーク等による支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的に高い発達障害児が施設退所後、家庭での受け入れが困難な場合の社会資源が限られている状況。現在ある社会資源の活用の仕方について検討していく。
	11	施設卒業後の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自立援助ホームの設置により、児童養護施設等退所児童に対し、住居の提供や就業に向けた支援等を行うとともに、自立後もアフターケアを行うことで、児童の社会的な自立を継続的に支える体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援退所前児童（実）2人 退所児童（実）40人 集団支援退所前児童（延）48人 	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援退所前児童（実）2人 退所児童（実）33人 集団支援退所前児童（延）55人 	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援退所前児童（実）3人 退所児童（実）21人 集団支援退所前児童（延）79人 	<ul style="list-style-type: none"> 退所児童等アフターケア事業にて継続して専門職員を配置し、就職後の不調・不適応の相談体制を設けた。 職業体験や自立後に身に付けておくべき生活技能等を学ぶ機会を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容に応じて他の支援機関（福祉、医療等）との連携した支援が必要となる。 退所前児童に対して施設訪問により支援の機会を増やす等の支援強化に取り組んでいく。

各課の取組状況等について

< 3 > 人材育成

時期	項目	内容（事業概要）	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や 「今後の取組」
乳幼児期	1	園長研修	<ul style="list-style-type: none"> 回数 1回 人数 169人 	<ul style="list-style-type: none"> 回数 1回 人数 168人 	<ul style="list-style-type: none"> 回数 1回 人数 190人 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立園や認可外保育施設も含め、多くの参加があった。 ・アンケート結果では、子供の困り感の理解や対応、保護者支援についての学びを職員間で共有し、園内研修等で職員の資質向上を目指したとの声が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きアンケートを基にニーズに応じた内容や講師を検討する。 ・施設種別に関係なく、管理職等のリーダーシップの下、発達障害の理解、発達支援教育・保育を充実させていく。
	2	基幹的職員研修	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 6回 参加人数 24人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 6回 参加人数 24人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 6回 参加人数 20人 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントについて学ぶと共に、発達支援広場（たんぼ広場）や発達支援の部屋の見学なども行った。受講者からは、「保護者対応等実践に活かすことができました。」等の言葉が聞かれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者が基幹的職員として各園において経験を積み、子供と保護者への支援を充実させることを目指す。 ・次代の基幹的職員の育成を目指し、6年計画で基幹的職員研修を実施していく。
	3	発達支援教育コーディネーター研修（幼稚園）	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援教育コーディネーターの役割や園内の発達支援教育研修の推進に必要な知識手法を講義や演習を通して学ぶ。 ・KIDSやSDQ等の検査を活用し、個別の教育支援計画を作成できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 4回 参加人数 148人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 4回 参加人数 102人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 4回 参加人数 108人（新規）50名（悉皆）58名 	<ul style="list-style-type: none"> ・KIDSやSDQを活用した個別の教育支援計画が作成できるようになった。 ・研修参加者が園で研修を行うなど、研修の内容を園で広げることができた。（新規3回、全園悉皆1回）
学齢期	4	発達支援教育リーダーフォローアップ研修	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 1回 参加人数 76人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 1回 参加人数 50人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 1回 参加人数 62人 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年で100名の発達支援教育リーダーを育てる事業が、平成28年度で終了。5年間で99名の発達支援教育リーダーが育成された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度で研修が終了したため、発達支援教育リーダーの力を発揮する場面が減っている可能性がある。 ・最新の知識と技能を習得し、校内外に周知できるようにするためにフォローアップ研修（1回）を実施する。
	5	発達支援教育コーディネーター研修（小・中学校）	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 2回 参加人数 179人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 2回 参加人数 192人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 2回 参加人数 182人 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体制として発達支援教育を推進していく重要性について促すことができた。（新規1回、全校悉皆1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規対象の研修では、今後も、発達障害と虐待、専門機関との連携について研修を実施する。 ・全校悉皆の研修では、インクルーシブ教育システムについての研修を行う。

< 3 > 人材育成

時期	項目		内容（事業概要）	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や 「今後の取組」
	6	発達支援学級の指導充実	発達支援学級担当教員として必要な知識・技能を習得するとともに、発達支援が必要な子供への接し方や対処の仕方等を実践的に学ぶ。	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援学級担任として必要な基本的な理論と技能を身に付けたり、福祉制度の理解を深めたりすることができた。 発達支援教育担当指導主事が学校を訪問し、発達支援学級の授業改善のための研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援学級担当教員を対象に、発達支援学級担当教員研修（希望研修）を設定し、発達支援学級の授業づくりについて研修予定である。
学 齢 期	7	教育総合支援センター スクールカウンセラー研修	発達障害に対応する心理臨床業務の向上	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 1回 参加人数 190人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 2回 参加人数 400人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 2回 参加人数 395人 	<ul style="list-style-type: none"> 医療現場の現状と発達相談の専門機関の受け入れについて詳しく聞くことができた。また、不登校未然防止のための集団作り〔ピア・サポート〕について学ぶことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> SCが学校の教員に分かりやすく短時間で助言ができるようにする。 SCの資質向上のための研修会のさらなる充実。また、SSWとの連携などを通して、SCが困難な案件に苦慮することなく対処できる体制の構築を検討。
	8	指導課 スクールソーシャルワーカーの活用	家庭支援や関係機関等との連携による指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 派遣学校数 121校 支援ケース数 2,175件 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣学校数 126校 支援ケース数 2,586件 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣学校数 130校 支援ケース数 2,751件 	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間において派遣学校数、支援ケース数ともに増加している。 令和元年度は12人工・13人体制で30年度から増員できなかったが、令和2年度は15人体制（14人工及び緊急支援1名）となり、増員することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害と複合している課題を抱えた児童生徒や保護者に対し、多様な支援方法を用いて問題の早期発見、早期解決を図るため、専門性を有するスクールソーシャルワーカーを配置・派遣していく。
	9	教育総務課 放課後児童会支援員等研修	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童会支援員等に対して、発達障害に関する研修会を実施する。 講話及び事例検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 2回 参加人数 (実)218人 (延)343人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 2回 参加人数 (実)215人 (延)336人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 2回 参加人数 (実)90人 (延)97人 	<ul style="list-style-type: none"> 3つの研修テーマの内の1つを発達障害に関するテーマとし、少人数での事例検討を行った。 支援が必要な児の対応に必要な情報の抜き出し方とその扱い方についての理解を深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は基礎知識を有した支援員等を対象に研修を行うことにより、研修受講者が主軸となり児童会相互のサポートに繋げられるようさらなる資質向上を図る。
青年・成人期	10	障害保健福祉課 精神発達障害者就労フォローアップ事業	利用者の障害特性に応じた効果的な支援方法について専門家がそれぞれの立場から助言を行い就労移行支援事業所等の支援技術の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認 7事業所 実地事例検討 1事業所 スキルアップ研修等 2回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認 6事業所 実地事例検討 1事業所 スキルアップ研修等 3回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認 5事業所 実地事例検討 1事業所 スキルアップ研修等 0回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度予定していた5事業所の実地確認を実施。そのうち1事業所でアドバイザーに意見を求める個別ケースの事例検討を実施した。 スキルアップ研修は、2月に開催予定であったが新型コロナウイルスの影響で中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き就労移行支援事業所へ計画的に実地確認を実施していく。 研修会、情報交換会を継続的に実施し、支援者のスキルアップを図る。
共通	11	児童相談所 児童養護施設職員への研修	経験の浅い施設職員に、ペアレントトレーニングを実施し、発達障害への理解を深め、対応力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 (延)18回 参加人数 (実)9人 (延)65人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 (延)18回 参加人数 (実)8人 (延)65人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 (延)18回 参加人数 (実)8人 (延)65人 	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設3施設の職員・知的障害児施設1施設の職員の対応スキルの向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修は受講できる人数に限りがあり、また、施設職員の離職率が高く、施設としてのスキルが蓄積されにくいため、来年度以降も計画的かつ継続的に研修を行っていく必要がある。

各課の取組状況等について

< 4 > 環境整備

時期	項目	内容（事業概要）	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や「今後の取組」	
乳幼児期	1	療育の場の拡充	療育の観点から集団療育や個別療育を行う必要がある未就学児の通所福祉サービスである児童発達支援事業所数及び定員数の拡充と療育の質の向上	・事業所数28か所 ・利用定員435名	・事業所数31か所 ・利用定員494名	・事業所数34か所 ・利用定員523名	・支援の質を確保するため、 <u>事業所等連絡会を年5回開催し、事業所間で利用実績や課題の共有、困難事例についてグループワーク、児童発達支援事業所無償化について研修等を行った。</u> ※第6回目のみ新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	・今後も2か月に1回、 <u>児童発達支援事業所等連絡会を開催</u> していく。 ・今後も地域の児童発達センター等と事例の検討や双方の考え方の共有をするため、相談支援事業所に参加してもらう。
	2	保育所等巡回支援（園支援）	発達障害等に関する知識を有する専門員が集まる保育所等の施設を巡回し、施設等の職員や発達に課題のある子どもの保護者に対し、早期発見・早期対応のための助言等支援を行う。	・実施園（実）133園（延）264回 ・事業周知104園 ・事例検討会一般園参加者75名	・実施園（実）138園（延）343回 ・放課後児童会（実）3か所（延）7回 ・事業周知176園 ・事例検討会一般園参加者82名	・実施園（実）148園（延）376回 ・放課後児童会（実）4か所（延）6回 ・事業周知200園 ・事例検討会一般園参加者81名	・支援者支援として、医師や臨床心理士をアドバイザーとして事例検討会を年4回実施し、 <u>支援の質の向上に努めた。</u> ・事例検討会へは一般園も参加可能とし、 <u>知識や技術の普及に繋がった。</u>	・事例検討会（年4回）を実施し、 <u>支援者側のスキルアップと共に、一般園から参加者を募り、知識や技術の普及に繋げる。</u> ・巡回への挨拶回り等の状況精査をし、 <u>見直しできる部分について検討</u> していく。
	3	市立幼稚園「発達支援の部屋」	市立幼稚園において、個別の支援を必要とする子供の成長や発達を促すことを目的に「発達支援の部屋」を設置。保護者の理解を得て個のニーズに応じた支援を行う。	・実施園5園 ・登録児数115人	・実施園6園 ・登録児数101人	・実施園6園 ・登録児数116人	・設置園6園で「 <u>発達支援の部屋</u> 」を実施した。実施園の保護者アンケートにおいて、「 <u>子供の自信に繋がった</u> 」という回答が多数あった。 ・ <u>運営支援の実施園1園に他の5園が参加し、実施園の「発達支援の部屋」の参観後、意見交換をした。運営方法等の課題解決につながった。</u>	・設置園6園全体の質の向上を図るため、 <u>各園1年に1回ずつの運営支援が必要</u> である。 ・「 <u>発達支援の部屋</u> 」の運営方法について今後も研究をしていく。
	4	市立保育所「個別保育」	市立保育所全園において実施。集団生活に困り感のある子供に対し、安心して過ごせる環境を工夫して支援を行う。成功体験を積み重ねることで、集団生活を送るための適応能力が身に付くようにし、子供の健やかな成長を促す。	・実施園21園	・実施園21園	・実施園20園	・全園で「 <u>個別保育</u> 」を実施した。 ・ <u>基幹的職員が中心となり、全職員で子供の困り感を共通理解し、個に応じた支援を実践した。職員の子供に対する見方や支援に変容が見られた。</u>	・ <u>基幹的職員が中心となり、支援の必要な子供に対するアセスメント力の向上を目指す</u> とともに、「 <u>個別保育</u> 」実践発表の方法を工夫し、 <u>全職員の質の向上を図る。</u> ・ <u>経験の浅い職員及び次代の基幹的職員の育成を図る。</u>
	5	私立幼稚園・保育所等への対応	<私立幼稚園> ・教育振興事業費補助金にて、障害のある子供の受け入れ園へ、1園450千円の補助金交付 <私立保育所等> ・障害児認定を受けた子供の受け入れ園へ、受け入れ人数に応じ、補助金交付	・交付園数（私立幼）6園（私立保等）84園	・交付園数（私立幼）9園（私立保等）92園	・交付園数（私立幼）8園（私立保等）96園	・ <u>補助金の交付により障害児の受け入れ体制を整えることができた。</u>	・ <u>補助金交付を継続実施する。</u>

< 4 > 環境整備

時期	項目		内容（事業概要）	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や 「今後の取組」
学 齢 期	6	教育総務課 放課後児童会 発達障がい 児の受入	発達障害をもつ児童が1人以上在籍する放課後児童会に対し、支援員を追加配置するため、負担金・委託料の加算等を行う。	・受入児数 233人	・受入児数 245人	・受入児数 290人	・入会申込時の実態把握及び負担金・委託料の加算等により支援員等を加配した。	・発達支援学級の児童も、身辺自立が可能ならば、入会の対象とする。 ・加算申請の際に、障害児の様子、主任支援員の意見等の提出を求め、実態把握に努める。
	7	教育総合支援センター 発達支援教室（発達支援教育指導員の配置）	・発達支援教室の配置 ・発達支援教室の活用状況の把握 ・発達支援教育活用の指導	・利用者数 （小学校） 557人 （中学校） 198人	・利用者数 （小学校） 989人 （中学校） 298人	・利用者数 （小学校） 826人 （中学校） 413人	・令和元年度は、小学校61校、中学校31校に配置。小学校3教室、中学校2教室増設。 ・発達支援教育指導員対象の研修会を実施し、専門性の向上を図った。	・3学期に各学校の状況調査を行う。 ・発達支援教育コーディネーターに発達支援教室の活用について研修を行う。 ・発達支援教室の活用の実態を把握し、効果的な活用について指導していく必要がある。
	8	LD等通級指導教室	・LD等通級指導教室の入退級審査会の実施 ・研修会の実施 ・通級指導教室説明会の実施	・小学校6校10教室（複数配置） 4) 通級児童数251人 ・中学校3校5教室（複数配置） 2) 通級生徒数73人	・小学校7校12教室（複数配置） 5) 通級児童数294人 ・中学校3校5教室（複数配置） 2) 通級生徒数86人	・小学校7校13教室（複数配置） 6) 通級児童数260人 ・中学校3校5教室（複数配置） 2) 通級生徒数76人	・神久呂小において、サテライト方式を試行的に実施した結果、広範囲な地域の通級指導を行うことができた。	・ニーズの把握をし、計画的な増設を行っていく。 ・専門性の高い指導者を養成する。 ・試行の結果を検証し、サテライト方式の実施についての方角性を検討する。
	9	障害保健福祉課 発達支援学級在席児の放課後サービスの充実	発達支援学級等に在籍する児童に対し、福祉サービスによる放課後の支援を行う。学校との連携を図り、支援の充実を図る。	・事業所実地指導 41事業所	・事業所実地指導 49事業所	・事業所実地指導 44事業所	・質の高い療育の実施のため「放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営を実地指導の際に確認した。 91事業所中44事業所	・新規事業所は、「放課後等デイサービスガイドライン」を周知し、既存事業所は、実地指導時に状況確認し、適正な事業運営等の実施の推進を図る。

< 4 > 環境整備

時期	項目	内容（事業概要）	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や「今後の取組」	
学齢期	指導課	通信制高校・サポート校の現状把握	・進学状況(知的) 22% (自閉, 情緒) 35%	・進学状況(知的) 20% (自閉, 情緒) 42%	・進学状況(知的) 20% (自閉, 情緒) 45%	・発達支援学級は、進学先の通信制高校等の現状把握をして進路指導の参考とした。	・通信制高校・サポート校卒業後の様子や就労状況などについて把握し、適切な進路指導につなげていく。	
	精神保健福祉センター		委託先のNPO法人がブースを設け、事業紹介のみを行う。	「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」(合同相談会)に相談ブース設置。 相談7組(内4組がその後の来所相談につながる)	「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」(合同相談会)に相談ブース設置。 相談7組(内1組がその後の来所相談につながる)	・通信制高校、サポート校も参加する、県主催の合同相談会に、ひきこもり地域支援センターとして相談ブースを設けて個別相談を実施。	・R2年度も10月に開催予定の合同相談会に相談ブースを設け、市民への周知を図るとともに、通信制高校、サポート校に対して気になる生徒があった時に相談できる機関とし周知を図っていく。	
	次世代育成課(青少年育成センター)		・合同相談会での相談件数 実施なし	・合同相談会での相談件数 68件	・合同相談会での相談件数 83件	・若者支援地域協議会研修会に5校の参加があった。 ・「はままつホッとナビ」「わかばSNS相談カード」を配付、周知した。 ・通信制高校からの青少年支援体験活動相談が4件寄せられ、1件実施した。	・市所管ではないため、在学中の様子や卒業後の様子や就労状況等が把握できていない。合同相談会、若者支援地域協議会研修会等を通し関係強化に努める。 ・通信制高校からの青少年支援体験活動申請の増加が見込まれる。学校との連携を強化し、実態把握に努める。	
青年・成人期	11 障害保健福祉課	余暇支援(居場所づくり)	在宅の障害のある方を地域で支援できる居場所として、地域活動支援センターがあり、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の場とする。	・事業所数 7か所 ・利用者数(延) 22,965人	・事業所数 7か所 ・利用者数(延) 23,425人	・事業所数 7か所 ・利用者数(延) 20,186人	・在宅の障害のある方に対し、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の場を提供できた。	・今後も、在宅の障害のある方に対し、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の場を提供していく。 ・令和2年度、相談機能をもつI型事業所が事業から撤退。 ・各センターの利用状況等を分析し、今後のあり方を検討する。
	12 次世代育成課(青少年育成センター)	若者相談支援窓口「わかば」	社会生活を円滑に営む上で困難を有する概ね15歳から40歳未満までの若者とその家族の相談を受け、必要に応じて専門的な支援機関等を案内する。	・相談件数(延) 322件(内訳) 本人217件 父母59件 関係機関20件 祖父母その他26件	・相談件数(延) 346件(内訳) 本人169件 父母143件 関係機関10件 祖父母その他24件	・電話相談(延) 255件(内訳) 本人80件 父母134件 関係機関7件 その他34件 ・メール相談(延) 54件(内訳) 本人40件 父母14件 ・SNS相談(延) 201件(内訳) 本人182件 その他19件	・「わかば」対応日時外の間合せが多くなった。令和元年11月よりメール相談を開始した。 ・若者本人からの相談が少なかった。元年度は国事業にて11月13日から26日まで、期間限定SNS相談を実施し、本人からの相談を多く受け付けることができた。 ・それぞれの機関の支援内容を分かり易く紹介できた。	・令和2年度はSNS相談を夏休みと冬休みに59日間実施する。 ・対象者の年代が上がると、課題が複雑化する傾向にある。 ・他の機関での相談歴のあるケースが増加している。

< 4 > 環境整備

時期	項目		内容（事業概要）	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や 「今後の取組」
共通	13	障害保健福祉課 診療の場の確保	子どもの心身の発達を専門とした診療の場を確保する。現在、友愛のさと診療所（浜北区高菌）、子どものこころの診療所（中区鴨江）の2施設が運営されている。	・診療延人数 (友愛のさと診療所) 37,063人 (子どものこころの診療所) 25,281人	・診療延人数 (友愛のさと診療所) 39,346人 (子どものこころの診療所) 27,160人	・診療延人数 (友愛のさと診療所) 41,585人 (子どものこころの診療所) 26,297人	・友愛のさとH29～H30にかけ施設改修を行い、診療スペースを増設したこと等に伴い、診療延人数が増加した。 (新患者待機期間8.0ヶ月) ・子どものこころの診療所 4月から2ヶ月程度医師の異動に伴う引継ぎ診療を行うため、初診患者の診察を休止したこと等により診療延人数が減少した。 (新患者待機期間5.0ヶ月)	・今後も事業団と密な連携を取るなかで、待機期間や診療の状況を定期的に確認していく。 ・医療に頼らざるを得ない人以外は、福祉や教育分野などそれぞれの役割分担を明確にする仕組み作りを図りつつ連携を深め、医療の負担を軽減していく。 ・市外からの受診者が1割程度いることも課題の一つ。
	14	子育て支援課 発達障がい相談窓口	市民が身近なところで発達障害に関する相談ができるように、各区の家庭児童相談室（社会福祉課）での相談対応を充実させる。	・相談件数 125件	・相談件数 119件	・相談件数 292件	・各区の家庭児童相談室に、発達相談支援センター「ルピロ」と連携しながら相談対応が図れるよう、周知の機会を設けた。 ・相談から主訴を明確にし、必要に応じて適切な機関につなげた。	・各区の家庭児童相談室にて、発達相談支援センター「ルピロ」と連携、協力しながら相談対応を継続し、必要な支援機関につなげていく。
	15	精神保健福祉センター ひきこもり相談支援	ひきこもり地域支援センターを開設し、市が主に一次相談を、NPOが訪問支援及び居場所事業を行い、官民協働による相談支援を行っている。	・相談件数(実)182件 (延)1,369件 ・NPO法人による訪問(実)15件 (延)142件	・相談件数(実)200件 (延)1,685件 ・NPO法人による訪問(実)13件 (延)247件	・相談件数(実)230人 (延)1,766件 ・NPO法人による訪問(実)13件 (延)288件	・10代の不登校・ひきこもりの親を対象とした家族教室を実施し、16家族のべ41人が参加。参加を契機に個別相談につながるケースがあった。 ・NPO法人が実施する事業対象者を39歳以上も対象とすることで長期的なひきこもりの問題をもつケースへの支援にも取り組める体制を整備した。	・10代のひきこもり支援は、SCやSSWとの連携し、不登校の段階で家族が何らかの支援につながる体制が必要。 ・長期的なひきこもりケースは、高齢者包括支援センターやCSW等との連携が不可欠であり、R2年度は上記を対象としたひきこもり研修会を実施予定。 ・クラウドソーシングを活用したひきこもり者の働く場を創出するための準備を進める。

各課の取組状況等について

< 5 > 就労支援

時期	項目	内容（事業概要）	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や「今後の取組」	
青年・成人期	1	産業総務課 就労定着支援の充実<障害者就労支援センター(ふらっと)>	<ul style="list-style-type: none"> 能力と希望に応じて就職できるよう、就労相談やセミナーの開催など、総合的な支援を行う。 就労後の職業生活での自立のため、本人や事業者、関係機関等への相談や連絡調整を行い、職場定着を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 就職件数 35件 (※発達9件) 相談件数 (延)1,560件 (※発達540件) 定着支援 (延)1,696件 (※発達398件) 	<ul style="list-style-type: none"> 就職件数 37件 (※発達6件) 相談件数 (延)1,630件 (※発達463件) 定着支援 (延)1,985件 (※発達646件) 	<ul style="list-style-type: none"> 就職件数 37件 (※発達10件) 相談件数 (延)1,436件 (※発達447件) 定着支援 (延)1,955件 (※発達680件) 	<ul style="list-style-type: none"> 相談延件数は、昨年度に比べ減少しているが、就職件数及び定着支援延件数は昨年度並みである。 障害者就労に関する制度や施設を紹介するチラシを作成し、区役所・中学校等に配布し、周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も事業を継続し、本人や家族や企業の意見を聞きながら、個別のケースに合った支援を行っていく。
	2	障害保健福祉課 障害者雇用に関する企業への支援	障害者雇用を検討又は実施している企業が円滑な障害者雇用を実現及び継続するため、障害者の能力に適した職務の選定や受入体制の整備等について継続的な助言及び支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 登録社数 36社 支援回数 122回 	<ul style="list-style-type: none"> 登録社数 35社 支援回数 125回 	<ul style="list-style-type: none"> 登録社数 26社 支援回数 137回 	<ul style="list-style-type: none"> 登録する企業から実習受入やアセスメント等に関する相談を受け、助言・支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用を促進する企業へ、引き続き支援を行っていく。
	3	産業総務課 障害保健福祉課 早期からの職業適性理解	項目1に準ずる。 項目2に準ずる。					
	4	障害保健福祉課 就労イメージをもったキャリア教育 指導課	<p>イオン株式会社と浜松市における包括連携協定の一環として、市内の事業所における特別支援学校生徒の実習受入マッチングを図る。</p> <p>中学校の発達支援学級における、働く意欲を高める作業学習や職場体験等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実習回数 11回 実習人数 6人 (3年生2人, 2年生4人) 就職者数 2人 	<ul style="list-style-type: none"> 実習回数 8回 実習人数 5人 (3年生3人, 2年生2人) 就職者数 2人 	<ul style="list-style-type: none"> 実習回数 4回 実習人数 2人 (3年生0人, 2年生2人) 就職者数 0人 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に実習した2年生2人の生徒から今年度の実習希望がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 実習期間を十分確保するため、2年生からの実習受入れを継続してもらえるよう依頼する。
			—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会指定教育研究校で作業学習等の研修を進め、研究発表会で授業公開を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の学級と同様に「目的意識」「自己決定、自己選択」等を大切にキャリア教育を行い、教育委員会指定教育研究校の新津中で研究を進める。 	

各課の取組状況等について

< 6 > 普及・啓発

時期	項目	内容（事業概要）	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	進捗状況及び実績に対する評価	「課題」や「今後の取組」	
青年・成人期	産業総務課	企業への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に至った後の職業生活での自立を図るため、本人や事業者、関係機関等への訪問による相談や連絡調整を行い、職場への定着を支援する。 ・障害者雇用に関するセミナーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への定着支援件数 352件 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への定着支援件数 474件 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への定着支援件数 460件 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への定着支援件数はほぼ例年通りである。 ・障害者雇用促進セミナーでは、当事者・雇用主に関わらず、発達障害を含めた障がい者雇用への理解を深めている。 ・<u>障害者就労に関する制度等を紹介するチラシを作成し、周知を図った。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特徴だけでなく、障害の度合いや本人の個性に対する企業の理解を深め、個々のケースに合った定着支援を行う。 ・今年度に引き続き広報はままつ等を通してセミナーの周知を行う。
	障害保健福祉課	ハローワーク浜松管内の企業・求職者を対象とした「障害者雇用支援セミナー・就職面接会」を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者 34社79名 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者 60団体81名 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者 48団体69名 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内での障害者雇用に対する理解や求人・採用・定着支援まで着実なステップが大切であることなど理解を深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度もハローワーク浜松と共催で障害者雇用支援セミナーを開催予定。 ・セミナーに参加したことの無い企業や障害者を雇用していない企業への周知をする。 	
共通	子育て支援課	発達障害の情報提供・周知	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット等により、発達障害への気づきを促し、相談につなげていった。 ・世界自閉症啓発デーや発達障害啓発週間に市役所等に発達障害についてのパネル展示をし、情報提供や周知することで、市民の関心や理解を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害に関する情報提供をし、市民への周知や発達障害についての気付きや理解を引き続き促していく。 	
	障害保健福祉課	発達障害の情報提供・周知	—	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者数 約500人 	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者数 約500人 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの概要を理解し、将来の進路を考える際の参考となるようにした。 ・フェアのチラシ配布先を中学生世代から小学生世代まで範囲を拡大した結果、精緻な把握はしていないが低年齢の来場者比率が高まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度も開催し、<u>多くの方に福祉サービスを知ってもらう機会を提供する。</u> 	

(1) 令和元年度 浜松市発達障害者支援に関する事業の実績報告

時期	内 容	担当課	令和元年度 実績				
			対象 実施数	対象人数	人数(実)	人数(延)	割合
乳 幼 児 期	1 1歳6か月児健康診査（発達障害の疑い）	健康 増進課	186回	6,245人	1,119人	—	17.9%
	2 3歳児健康診査（発達に関する有所見者）		—	6,476人	795人	—	12.3%
	3 発達支援広場（たんぼ広場）参加児	子育て 支援課	10会場	1,119人	661人	7,622人	59.1%
	4 子育て支援広場（プログラムB）参加児		8会場	81人	79人	1,429人	97.5%
	5 市立幼稚園「発達支援の部屋」対象児	幼児教育・ 保育課	6園	—	116人	—	—
	6 市立幼稚園「発達支援の部屋」運営支援 （研修）		6回	14人	14人	72人	100.0%
	7 市立保育所「個別保育」研修		20園	—	37人	37人	—
	8 私立幼稚園等教諭向け研修		3回	—	—	29人	—
	9 基幹的職員研修		6回	20人	20人	120人	100.0%
	10 新規発達支援教育コーディネーター研修 （幼稚園）	教育 センター	3回	17人	17人	50人	100.0%
	11 （悉皆）発達支援教育コーディネーター研修 （幼稚園）		1回	58人	58人	58人	100.0%
	12 保育所等巡回支援事業（支援実施回数） ※放課後児童会を除く	障害保健 福祉課	—	—	870人	1,158人	—
	13 保育所等巡回支援事業（実施園） ※放課後児童会を除く		340園	340園	148園	—	43.5%
	14 児童発達支援事業（参加児）		34園	—	1,101人	12,558人	—
学 齢 期	15 就学支援委員会就学相談（幼児）	教育総合 支援セン ター	3回	7,033人	757人	757人	10.8%
	16 （小学生）通常学級に在籍する発達障害の可能 性のある児童生徒数		96校	42,735人	2,586人	2,586人	6.1%
	17 （小学生）発達支援学級の児童生徒数 ※令和元年5月1日現在		96校	42,735人	1,195人	1,195人	2.8%
	18 （小学生）自閉症・情緒障害発達支援学級の 在籍児童生徒数 ※令和元年5月1日現在		96校	42,735人	469人	469人	1.1%
	19 （小学生）LD等通級指導教室在籍児童生徒数 ※令和元年5月1日現在		96校	42,735人	260人	260人	0.6%
	20 児童言語通級教室		96校	42,735人	204人	204人	0.5%
	21 （中学生）通常学級に在籍する発達障害の可能 性のある児童生徒数		48校	19,722人	798人	798人	4.0%
	22 （中学生）発達支援学級の児童生徒数		48校	20,254人	530人	530人	2.6%
	23 （中学生）自閉症・情緒障害発達支援学級の 在籍児童生徒数		48校	20,252人	161人	161人	0.8%
	24 （中学生）LD等通級指導教室在籍児童生徒数		48校	20,252人	76人	76人	0.4%
	25 就学支援委員会就学相談（児童）		3回	62,987人	709人	709人	1.1%
	26 発達支援教室（指導員の配置）		144校	—	92人	92	63.9%
	27 スクールカウンセラー研修		5回	255人	51人	100人	20.0%

(1) 令和元年度 浜松市発達障害者支援に関する事業の実績報告

時期	内 容	担当課	令和元年度 実績				
			対象 実施数	対象人数	人数(実)	人数(延)	割合
学 齢 期	28 市立小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある生徒の個別支援計画作成数	指導課	144校	3,384人	3,215人	—	95.0%
	29 スクールソーシャルワーカーの活用		130校	62,987人	975人	—	1.5%
	30 放課後児童会（障害児受入れ人数）	教育 総務課	142箇所	6,254人	290人	—	4.6%
	31 放課後児童会支援員等研修会		2回	992人	90人	97人	9.1%
	32 発達支援教育リーダーフォローアップ研修	指導課 (教育センター)	1回	62人	62人	62人	100.0%
	33 発達支援学級の指導充実 (新規発達支援学級担当教員研修)		5回	58人	58人	281人	100.0%
	34 発達支援教育コーディネーター研修 (小・中学校)		2回	140人	140人	182人	100.0%
	35 保育所等訪問支援事業	障害保健 福祉課	—	—	636人	770人	—
	36 放課後等デイサービス事業		88箇所	—	1,783人	21,874人	—
青 年 ・ 成 人 期	37 就職件数	産業 総務課	—	—	37人	—	—
	38 就労相談件数		—	—	344人	1,436人	—
	39 就労定着支援件数		—	—	562人	1,955人	—
	40 企業啓発（定着支援件数）		—	—	—	460件	—
	41 障害者の雇用促進セミナー		1回	—	54人	—	—
	42 精神発達障害者就労フォローアップ事業	障害保健 福祉課	1回	—	1人	1人	—
	43 障害者雇用に関する企業への支援		137回	—	30人	30人	—
	44 特別支援学校等対象の実習の受入れ		4回	—	2人	4人	—
	45 障害者雇用支援セミナー 就職面接会の実施		1回	—	69人	69人	—
共 通	46 発達相談支援センター「ルピロ」相談件数	子育て 支援課	—	—	1,503人	5,475人	—
	47 ひきこもり相談（ひきこもり相談のうち、発達障害児者（疑いを含む）の相談件数）	精神保健 福祉 センター	—	230人	71人	847人	30.9%
	48 施設職員への研修 (和光寮・清明寮・あさざり・すみれ寮)	児童 相談所	18回	8人	8人	65人	100.0%

(2) 令和元年度 発達相談支援センター「ルピロ」事業実績

項目	事業内容	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	
1	相談支援 発達支援	5,477件 (延べ件数)	5,214件 (延べ件数)	5,475件 (延べ件数)	
2	相談支援 就労支援				
3	地域住民に対する 普及啓発	4回	4回	3回	
4	関係施設及び関係機関等 に対する普及啓発及び 研修事業	研修講師派遣	13回	15回	13回
	発達障害児保健師研修会	2回	5回	5回	
	発達障害児保育者研修会 (新規発達支援教育コーディネーター研修・基幹的職員研修・ 保育者研修)	6回	14回	9回	
	私立幼稚園向け発達アセスメント研修会	3回	1回	3回	
	ペアレントプログラム	20回	25回	22回	
	支援者向け研修会	9回	30回	6回	
	放課後児童会職員向け研修会	2回	2回	3回	
	浜松市教育委員会からの依頼による教員向け研修会	4回	3回	3回	
	公立幼稚園発達支援の部屋・個別保育研修 (教員向けの研修)	5回	5回	6回	
	療育関連施設事業所向け事例検討会	5回	5回	5回	
5	関係施設・関係機関等の 連携	連絡協議会開催	3回	1回	2回
	連絡協議会への参加 (県内・全国・中部北陸ブロック・全国自閉症)	2回	4回	4回	
	調整会議	75回	56回	57回	
	外国人学校のスクールカウンセラーへのスーパー ビジョン	6回	6回	6回	
	機関コンサルテーション	416件	321件	408件	
6	個別支援のための 調整会議	必要に応じて関係施設・関係機関に依頼	8回	8回	8回
7	発達支援広場への 技術援助	発達支援広場の技術支援	163回	165回	149回
8	子育て支援ひろばへの 技術支援	子育て支援ひろばの技術支援	21回	27回	18回
9	通訳支援	電話・来所相談支援及び発達検査、 診療所・園・学校・関係機関での通訳	164件	142件	86件

◆ 浜松市が取り組む発達障害者のライフステージに応じた支援機関等のマップ

※マップ中、[]内はか所数。
()内は定員等。 令和2年6月末現在

	乳幼児期（幼稚園・保育所・通所施設等）								学齢期（小学校・中学校・特別支援学校等）			青年・成人期（高校、特別支援学校等、生活・就労）					
	出生	4か月	10か月	1歳半	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	9歳	12歳	15歳	18歳	20歳	25歳	39歳	
保健・医療	<p>健康診査</p> <p>妊産婦・乳幼児健康診査事業</p> <p>こんにちは赤ちゃん訪問事業等：保健師・助産師等の訪問、経過観察・保健師フォロー</p> <p>親子すこやか相談：区役所、保健センター等で実施</p> <p>親と子の心理相談、ことばの相談室(各区)：心理相談員、言語聴覚士等(予約制)</p> <p>発達相談：医師、療育機関、心理相談員、教育委員会の専門職が就学前の児の相談に対応(1回/2月)</p> <p>医療機関：診断、治療、療育グループ、家族支援</p>												<p>浜松市ひきこもり地域支援センター</p> <p>浜松市精神保健福祉センター(第一次相談窓口・家族支援)</p> <p>ひきこもりサポートセンターこだま(訪問支援・居場所支援)</p>				
	教育	<p>保育所：市立保育所[20]、私立保育所[40]</p> <p>認定こども園：私立認定こども園[66]</p> <p>地域型保育事業：小規模保育事業[39]、事業所内保育事業[10]</p> <p>個別保育：市立保育所[20]</p> <p>幼稚園：市立幼[60]、私立幼[44]</p> <p>発達支援の部屋：市立幼稚園 [6]</p> <p>言語通級指導教室(ことばの教室)：幼児[21教室]児童[15教室]</p> <p>就学時健診 就学教育相談</p>									<p>特別支援学校[7]</p> <p>小・中学校：発達支援学級：小学校[66]中学校[40]</p> <p>小学校 [96] 発達支援教室：小学校[61]中学校[31]</p> <p>LD等通級指導教室：小学校[7校13教室]中学校[3校5教室]</p> <p>専門家チーム会議：臨床心理士等専門家が小中学校を訪問、助言</p> <p>巡回指導：作業療法士・言語聴覚士が要請のあった小中学校を訪問、助言</p> <p>教育総合支援センター：スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー</p>						
<p>発達相談支援センター ルピロ：相談支援、発達相談支援、就労相談支援、巡回指導等</p> <p>浜松市障害者相談支援事業所[6]</p>																	
<p>保育所等巡回支援事業：児童発達支援センター(根洗学園、ひまわり)による巡回支援</p> <p>保育所等訪問支援事業</p> <p>発達支援広場[10]</p> <p>放課後等サービス [90] (908人)</p> <p>児童発達支援[33] (500人)</p> <p>日中一時支援事業 [56] (329人)</p> <p>青少年支援体験活動事業：青少年育成センター</p>																	
<p>子育て支援事業：子育て支援ひろば[25]、親子ひろば[107]、こども館[1]、児童館[4]、放課後児童会[132]</p> <p>親支援グループ等：アクティブ、浜松市手をつなぐ育成会、根洗親の会、アスペ・エルデの会、きんもくせい</p> <p>若者相談支援窓口「わかば」：電話、面接、メール、SNS(期間限定)</p>																	
福祉・療育																	
就労																	
	<p>就労支援機関等： 公共職業安定所(各種ハローワーク) 障害者職業訓練校(浜松テクノカレッジ・あしたか職業訓練校[沼津市]) 静岡障害者職業センター[静岡市] / 障害者就業・生活支援センターだんだん 浜松市障害者就労支援センターふらっと / しずおかジョブステーション西部</p> <p>日中活動系事業： 就労継続支援A型[28]、B型[56]、就労移行支援[28]、地域活動支援センター[7]</p> <p>就労の場：事業主、国及び地方公共団体</p>																

令和2年度 浜松市発達障害者支援地域協議会 部会（発達支援広場） 協議内容について

1. 「発達支援広場」について

①参加人数と会場配置の妥当性について

【事業者からの情報】

- ・今年度新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、各会場の広さに応じて人数を半減し距離を保つ、という工夫を行ったが、児の様子を把握しやすく、保護者にも丁寧に関わることができ、寄り添える支援ができると感じた。

【委員からの意見】

- ・センター型はおおむね各区に1か所設置されているが、会場によっては、区内でも居住エリアから遠方となり、継続して通うことが難しい親子もいるのではないかと。

【委員からの提案】

- ・効果的な支援となるよう、適切な参加人数を保てるとよい。
- ・会場数増加について検討するのなら、人口比率で必要な地域に配置してほしい。

②センター型と施設型のあり方について

【事業について】

- ・センター型は保護者の自己負担なし、施設型はプログラム内容によって実費分の自己負担あり。
- ・施設型には、医師とルピロスタッフが従事していない。

【委員からの意見】

- ・センター型と施設型と並列のサービスで自己負担に差があることは、利用者の理解を得にくい。
- ・並列であるはずの両者に従事するスタッフの職種で支援に差がでてしまうことは望ましくない。

【委員からの提案】

- ・経済的な理由で支援から漏れることのないよう、実費を含めて行政で負担することはできないか。
- ・施設型も定期的に地域の保健師と情報交換するなど、切れ目のない支援をつなげてほしい。
- ・施設型にルピロスタッフも従事してほしい。

2. 保健師の親子支援について

【委員からの意見】

- ・ 出生数は減っていても、発達支援の必要な児は増えている。また、1例1例の状態が重くなっている。
- ・ 就学前になって、支援に全くつながっていない児が医療受診してくることもあり、深刻な状況。

【委員からの提案】

- ・ 保健師の重要な役割として、保護者が児の特性を受容し、療育の利用に前向きになれるよう、親子に寄り添った丁寧な支援をしてほしい。

3. 発達支援広場につながらなかった親子の支援

① 児童発達支援について

【事業の概要】

- ・ 児童発達支援センターまたは児童発達支援事業所に、小学校就学前の6歳までの障害のある児が主に通い、日常生活の自立支援や機能訓練を受けたり、遊びや学びの場の提供を受けたりするもの。
- ・ 年齢と児の状態により、3種類の利用方法がある。
就園前の年齢の児の親子療育／就園後、一般園と併行して在籍し週何回か通園する／センターまたは事業所に毎日通園する

【委員からの意見】

- ・ 受け入れる先が少ない。
- ・ 児童発達支援の施設数は増えたが、プログラムの工夫なく散歩ばかりしているような事業所もあるなど、実施している療育の内容に差がある状況。
- ・ 施設数について、地域差があり、継続して通うことが難しい児もいるため、行政区にとらわれず、人口の多いエリアに施設が新規設置されるとよい。

【委員からの提案】

- ・ 児発の各事業所の実態を把握し、新規開業時に地域独自の基準を設けるなどの工夫をし、療育の質を維持してほしい。

② 児童発達支援事業等適用に係る意見書の取扱いについて

【委員からの意見】

- ・ 診断名や児にとって必要な支援の内容まで詳細に記載しないといけない従来の様式は、医師にとっては負担である。
- ・ 意見書の取得時期が遅れることで、療育を適切な時期に受ける機会を逃すことは望ましくない。

【委員からの提案】

- ・該当箇所に○をつけるようにするなどの様式の簡略化。
- ・施設型発達支援広場等からの情報提供書や保健師の紹介状などにより児の状況を伝え、医師の意見を添える、という形での様式の取り扱いをしてほしい。

③保育所等巡回支援事業について

【事業の概要】

- ・幼稚園・保育園・こども園等からの依頼により、市から委託を受けた児童発達支援センターのスタッフが園に赴き、対象児の確認、施設の諸環境を総合的に見立て、助言を行う事業。
- ・浜松市においては、集団の3歳児健診の意味合いもある。

【委員からの意見】

- ・地域のスキルアップのため、園数や回数など、具体的な数値目標の設定が必要ではないか。

【委員からの提案】

- ・巡回支援事業で、今まで支援につながらずに来た児をもらさずピックアップしてほしい。
- ・巡回する事業者を増やすなど事業の拡大を図るなら、研修でアセスメントを統一するなど、支援内容の質を保つ工夫が必要。
- ・巡回支援を受け入れない園に対しては、発達障害児を受け入れるために園に給付される補助金と、巡回支援事業をタイアップするなど、園のメリットにつなげられる仕組みがあると良い。